

「就学援助 新入学準備費申請」のお知らせ

岡山市教育委員会では、小・義務教育学校へ通うお子様の就学に当たり、経済的な理由でお困りの保護者の方に必要な費用の一部を援助しています。希望する方は下記の内容により申請してください。

就学援助を申請できる方

- (1) お子さんが令和8年4月に小・義務教育学校に入学予定の方
- (2) 申請時に岡山市に居住している方（令和8年4月の入学前に市外に転出する方を除く）

※市外への転出や、支援学校に入学する可能性がある場合は、今回の申請は行わないでください。

就学援助の内容・給付の時期

・支給額 年額 57,060円

・支給時期 令和8年3月中旬

申請の方法

下記の①または②のどちらか一方を選択してください（窓口での申請受付は行いません）。

	①オンライン申請 (12/1 岡山市 HP で入力フォーム公開)	②郵送申請
	 ←この二次元バーコードを読み取り、 入力フォームから申請してください。	申請書 + 下記の必要書類
必要書類	右に記載の必要書類の 写真（画像データ）を 入力フォームの指示にしたがい アップロードしてください。 ※入力画面に遷移しない場合は、時間を空けてから再度、申請 してください（システムメンテナンス等のため）。 ※締切日にはアクセス集中により、画面遷移が遅くなる可能性が ありますので、締切まで余裕をもって早めに入力してください。	【必ず必要】 ●保護者名義の通帳のコピー （口座番号等が確認できるページ） 【該当者のみ必要】 ●児童扶養手当受給者証のコピー ●障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳のコピー ●令和7年1月1日時点で岡山市外の住所 にお住まいだった方は、当時お住まいの自治 体発行の令和6年中の所得証明書 ※添付書類が間に合わない場合は、先に申請書を送付 してください。

申請締切

希望される方は、上記書類を添えて必ず下記の期日までに申請してください。

令和8年1月7日（水）

オンライン申請の場合 ㊟ 当日入力送信分まで有効
郵送申請の場合 ㊟ 当日消印有効

問い合わせ先

岡山市教育委員会事務局学校教育部就学課

電話 **086-803-1587** メール shuugaku@city.okayama.jp

注意事項

- ・生活保護（教育扶助）を受給中の場合は、生活保護で同様の支給があるため、今回の申請はできません。
- ・今回の新入学準備費を受給された方でも、入学後の学用品費や学校給食費など他の費目の就学援助も希望される方は、別途、令和8年5月頃に予定している令和8年度の就学援助申請が必要です。ただし、**審査対象や審査基準が異なるため、今回の申請は認定となっても、令和8年度の申請で不認定となる場合があります。**
- ・**今回の申請をしなかった方で、小・義務教育学校に入学した方は、令和8年5月頃の令和8年度の就学援助申請で認定となった場合は、今回と同様の支給が受けられます。**
- ・教育委員会による市保有の所得データ確認に同意されない場合は、岡山市発行の令和6年中の所得証明書が必要です。
- ・郵送申請の場合、郵送料は自己負担です。申請書の不着等については、責任を負いかねますのでご了承ください。

認定の目安

①所得による就学援助認定の目安

対象となるお子様の属する世帯全員の**年間合計所得額**※が下表の額を下回る場合（申請時の世帯人数により判定します）

申請時の世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
年間合計所得額	191.6万円	229.6万円	267.6万円	305.6万円	343.6万円	381.6万円
給与収入の目安	約299万円	約354万円	約402万円	約449万円	約497万円	約544万円

②所得額の見方

◇給与所得者の方の場合

収入が1箇所からの給与のみの方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄が所得となります。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)													
		(個人番号)													
		(役職名)													
		氏名 (フリガナ)													
種別		支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額				
		円	千	円	円	千	円	円	千	円	円	千	円		
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
老人		特別		特定				老人		その他		特別		その他	
有		従有		円		人		従人		人		従人		人	

◇自営業者等の方の場合は、基本的に確定申告書の「所得金額等（合計）」欄が所得となります。